

運行管理者 貨物編 暗記ノート04 (労働基準法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。
本文中の内容については弊社（03-3837-5730）にご連絡ください。
本文の内容は2020年5月時点の法令によって制作しています。

(制作 2020.5)

用語と日数・時間等

労働者	職業の種類を問わず、事業又は事務所に【使用される】者で、賃金を【支払われる】者。
使用者	事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、【事業主】のために行為をする【すべての】者。
平均賃金	【3】ヵ月間の賃金の総額をその期間の【総日数】で除した金額。
労働契約の期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、【3】年（専門的知識等を有する労働者または満60歳以上の労働者との労働契約は、5年）を超える期間について締結してはならない。
解雇制限	疾病等による休業期間及びその後【30】日間、産前産後による休業期間及びその後【30】日間は解雇してはならない。
解雇の予告	【30】日間に予告（【30】日間に予告しない場合、【30】日分以上の平均賃金を支払う）。
労働者の死亡、退職	【30】日以内に賃金を支払う。
休業手当	平均賃金の【100】分の【60】以上の手当を支払う。（※1）
出来高払制の保障額	労働時間に応じ【一定額】の賃金を保障する。
休日	毎週少なくとも【1】回（4週間中に休日が4日以上の場合を除く）。

休憩	労働時間6時間を超える場合、【45】分の休憩を与え、労働時間8時間を超える場合、【1】時間の休憩を与える。
時間外、休日労働	労働日の賃金の計算額の【2】割【5】分～【5】割の範囲内で割増賃金を支払う。ただし、1ヵ月【60】時間を超える場合は【5】割以上を支払う。 有害業務の労働時間の延長は1日につき【2】時間を超えないこと。
年次有給休暇	【6】ヵ月間継続勤務、【8】割以上出勤で【10】労働日。(※2)
産前産後	産後【8】週間未満の女性の就業は不可(産後6週間で女性が請求し、医師が支障がないと認めた業務は可)。
就業規則の作成	常時【10】人以上の労働者を使用する場合に作成。
作成の手続	就業規則を作成・変更する場合にあつては、労働者の【過半数】で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の【過半数】を代表する者の意見を聴く。
記録の保存	使用者は、労働関係に関する重要な書類を【3】年間保存。

※1：使用者の責に帰すべき事由による休業の場合に限る。
 ※2：1週間の所定労働日数が相当程度少ない労働者は除く。

改善基準（過去問題からポイントを抜粋）

1ヵ月の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ・【320】時間を超えないこと ・293時間超は1年のうち【6】ヵ月以内とすること ・1年間の拘束時間が【3,516】時間を超えないこと
1日の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ・最大【16】時間を超えないこと ・15時間超は週【2】回以内とすること ・休憩期間は【8】時間以上とすること ・フェリー乗船時間は【休憩期間】として取り扱う
2日平均運転時間	・「特定日の前日+特定日」及び「特定日+特定日の翌日」の平均運転時間がともに【9】時間を超えないこと
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・【4】時間運転毎に【30】分の休憩(1回連続【10】分以上かつ、合計【30】分以上の中断時間が必要。少なくとも1回につき【10】分以上とした上で分割できる)
時間外労働協定に係る一定期間	・【2】週間及び【1】ヵ月以上【3】ヵ月以内
休日労働	・【2】週間について【1】回を超えないこと